国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1379（2026.11. 5）

親の「小１の壁」

―母親の就労調整と放課後児童対策の現況―

はじめに
Ⅰ　親の「小１の壁」の現況
　１　親の「小１の壁」とされる諸問題―放課後等の子どもの居場所の確保等―
　２　母親の就労調整の実態
Ⅱ　放課後等の子どもの居場所と放課後児童クラブの量的拡充
　１　放課後児童クラブ等の概要
　２　放課後児童クラブの待機児童の現況
　３　放課後児童クラブの量的拡充
Ⅲ　その他の課題
　１　放課後児童クラブの運営
　２　子ども側の視点
　３　母親・父親双方の労働環境・労働慣行
おわりに

キーワード：小１の壁、就労調整、放課後児童対策、放課後児童クラブ、学童保育、待機児童、放課後児童支援員

- 子どもの就学のタイミングで、就業時間中の子どもの居場所確保等が要因で就労継続が困難になる等の親の「小１の壁」は、長期間にわたる課題となっている。国や自治体は放課後児童クラブの量的拡充等、子どもの居場所確保の施策を実施しているが、放課後児童クラブの待機児童問題は解消されていない。

- 近年、放課後児童クラブは、待機児童問題のみならず、大規模化による質の低下や人手不足等、様々な課題を抱えている。

- 今後は放課後児童クラブの量的拡充等の施策の継続とともに、母親・父親双方の労働環境・労働慣行面からのアプローチや、子どもの視点に立った放課後児童クラブ等の子どもの居場所の質の向上等も期待される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局
社会労働課　旗手（はたて） 優（ゆう）

第１３７９号

はじめに

親の「小 1 の壁」とは、「小学生になった子ども[1]の放課後や夏休み等の学校の長期休業期間（以下「長期休業期間」という。）の預け先が見つからない」「預け先は見つかったがこれまで通っていた保育園より終了時刻が早い」等の理由で、親、特に母親が意に反して就労先や働き方の変更等の就労調整を行わざるを得なくなる等、子どもの小学校入学（以下「就学」という。）のタイミングで親が抱える諸問題を指す[2]。

親の「小 1 の壁」の問題は、共働き世帯の増加等を背景として特に 2000 年代後半頃から世間の注目を集めるようになったとされており[3]、長期間にわたって親の仕事と子育ての両立における課題となっている。また、親の就労時間中の子どもの預け先という観点では、保育所の待機児童数が平成 29（2017）年をピークに大幅に減少している一方[4]、小学生の子どもの預け先の代表格である放課後児童クラブ[5]の待機児童数は 1 万 5000 人前後（小学 1 年生は 2,000 人前後）で高止まりしている現状があり[6]、親の「小 1 の壁」の問題を一層際立たせている。

本稿では、まず親の「小 1 の壁」及び就労調整を主に行う母親の調整の実態について（Ⅰ章）、続いて放課後児童クラブ等の放課後等の子どもの居場所や、親の「小 1 の壁」対策としての放課後児童クラブの量的拡充等の現況について（Ⅱ章）概説し、課題等を整理する（Ⅲ章ほか）[7]。

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 10 月 5 日である。

1 本稿では、引用及び「こども家庭庁」や「放課後子供教室」等の固有名詞を除き、「親子関係における子」や「年少者」等のいずれの意味においても「子ども」という表現を用いる。

2 酒井朗編著『「小一の壁」を検証する―就学の社会学―』勁草書房, 2025, pp.5-9. 近年では、正規雇用等で働く女性のうち約 7 割が、「小 1 の壁」が新たに子どもを持つに当たり不安材料になると回答している、20～39 歳の女性を対象としたアンケート調査もある。1more Baby 応援団「夫婦の出産意識調査 2023」2023.5.31, p.7. <https://1morebaby.jp/wordpress/wp-content/themes/1morebaby_2025/pdf/release/20230530.pdf>

3 酒井編著　同上, pp.42-46.

4 「「保育所等関連状況取りまとめ（令和 8 年 4 月 1 日）」を公表します」pp.1, 6. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/68234dca-5d01-4ec2-ac2f-86f598c55b5c/faf00807/20260825_%20policies_hoiku_torimatome_r%EF%BC%98_03.pdf> ただし、国の定義上カウントされない「除外 4 類型」（「育児休業中の者」、「特定の保育園等のみ希望している者」、「地方単独事業を利用している者」、「求職活動を休止している者」）の合計は近年も 6 万～7 万人程度で高止まりしており、隠れ待機児童であるとの指摘もある。同, p.15; 鄭美沙「「待機児童ゼロ」でも残る保育の課題―隠れ待機児童が招く就労意欲の低下―」2025.6.3, pp.1-3. 第一生命経済研究所ウェブサイト <https://www.dlri.co.jp/files/ld/465501.pdf>

5 報道等において「学童保育所」等の名称が用いられることもあるが、本稿で「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）に規定される放課後児童健全育成事業にのっとった学童保育所を指す場合は、原則「放課後児童クラブ」を用いる。「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」（令和 7 年 3 月 28 日こ成環第 89 号）, p.1. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/f1a423bd/20250328_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_58.pdf> なお、放課後児童クラブの現状と課題を論ずる当館の刊行物としては、福士輝美「放課後児童健全育成事業の展開と課題」『レファレンス』789 号, 2016.10, pp.1-27. <https://doi.org/10.11501/10205861> がある。

6 「令和 7 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）」pp.1, 5. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/c253a682/20251222_policies_kosodateshien_houkago-jidou_80.pdf>

7 なお、本稿では子どもが就学以降に抱える問題（いわゆる「小 1 プロブレム」）については、原則取り扱わない。

Ⅰ　親の「小１の壁」の現況

１　親の「小１の壁」とされる諸問題―放課後等の子どもの居場所の確保等―

親の「小１の壁」として、放課後の子どもの居場所確保の問題が再三報じられてきたが[8]、そこにとどまらない様々な課題があるとされる[9]。本節では、主な課題とされる放課後、長期休業期間及び朝の子どもの居場所確保の問題を中心に、親の「小１の壁」の問題を概観する。

(1) 子どもの放課後の居場所の確保

就労中の親は、子どもの放課後の居場所確保のため祖父母など親族等に見守りを依頼するケースがあり、前提として協力を得られる親族等が近隣に住んでいる必要がある。また、親族等が近隣に住んでいたとしても親と同様に就労中である場合、放課後のサポートは難しい[10]。

他方、有力な選択肢の１つとして公的サービス等による預かりがあるが、先述のとおり小学生の子どもの預け先の代表格である放課後児童クラブの待機児童は高止まりしており（「はじめに」参照）、子どもが待機児童となったために親が就労継続を諦めるか職を変えざるを得なくなるケースがある。また、放課後児童クラブに入所できたものの、保育園より預かりの終了時刻が早くなり、子どもの就学のタイミングで時短勤務等を選ばざるを得なくなるケースもある[11]（放課後児童クラブの概要と、待機児童の現況及び対策等の詳細はII章で後述する。）。

(2) 子どもの長期休業期間の居場所の確保

普段は放課後児童クラブに子どもを預けておらず、長期休業期間のみ利用したいという需要がある。しかしながら、定員の問題から長期休業期間限定の入所は受入れが困難であることが多く、また、短期間の入所は子ども同士や子どもと職員間の関係構築に難点があるとされる[12]。

長期休業期間対策として、こども家庭庁は、夏休み期間中に事業所内において放課後児童クラブの支援単位[13]を増やしたり、事業所外の分室において一時的に放課後児童クラブを実施したりしている事業所に対し、運営費等の補助を行っている[14]。また、令和８（2026）年７月、文部科学省は子どもの学び・体験活動の機会の充実を理由として、長期休業期間に学校施設等の

---

8 「放課後の預け先 充実図る」『読売新聞』2015.4.12; 「「#学童落ちた」 放課後どうすれば」『朝日新聞』2023.9.5; 「学童の待機児童、保育所の 6.5 倍 担い手不足で重大事故は増加」『日経速報ニュースアーカイブ』2026.7.14.

9 萩原和也『知られざる〈学童保育〉の世界―問題だらけの"社会インフラ"―』寿郎社, 2024, pp.36-37; 「両立阻む「小１の壁」」『読売新聞』2015.5.26.

10 小学生の子どもの放課後のメインの過ごし方を問う質問に対し、「祖父母・親戚の家」の選択率は約 3%という結果となったアンケート調査がある。「小学生の放課後の居場所に関する実態調査 2026（詳細版）」2026.3.17, pp.10-11. 放課後 NPO アフタースクールウェブサイト <https://npoafterschool.org/wp-content/uploads/2026/05/260317_report_detail.pdf>

11 酒井編著　前掲注(2), pp.5-9.

12 萩原　前掲注(9), pp.42-46.

13 おおむね 40 人以下の児童の集団（1 クラス）を 1 つの支援グループとして数える単位である。「学童保育をよりくつろげる場所へ 空間づくり最前線」2026.3.31. 放課後 NPO アフタースクールウェブサイト <https://npoafterschool.org/archives/blog/2026/03/49054/>

14 こども家庭庁・文部科学省「放課後児童対策パッケージ 2025」2024.12, p.8. <https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/houkagojidoutaisaku_package2025.pdf>; 同「放課後児童対策パッケージ 2026」2025.12, pp.9-10. <https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/houkagojidoutaisaku_package2026.pdf>

開放を求める事務連絡を発出した[15]。ただし、長期休業期間の学校施設の開放に対しては、教職員の負担増や子どもの安全確保等を懸念する指摘がある[16]。

そのほか、長期休業期間に過ごす放課後児童クラブ等で昼食の提供がない場合、親は毎日、子どもの昼食を用意することが負担となる。放課後児童クラブの昼食提供に関し、国は、昼食の発注業務や困窮世帯に対する昼食費の実費負担の減免等において、国の支援事業の補助金を活用するよう促している[17]。

(3) 子どもの朝の居場所の確保

小学校の登校時間が保育園の登園時間より遅いため、親が出勤してから登校時間までの子どもの居場所確保に悩まされる事例が近年注目され、「朝の小 1 の壁」等と呼ばれている。令和 6（2024）年に実施されたこども家庭庁の委託調査では、朝の居場所対策を「実施している」、「実施に向けて検討中」と回答した自治体は共に 1～2%程度であり、実施していない理由として、スタッフや場所、予算の確保が難しいことが挙げられている[18]。一方、実際に小学校の開門を早めて見守りのスタッフを配置する等の対策を実施した場合でも、利用が極端に少ない事例がある。これに対し、各自治体が地域ごとのニーズを把握し、必要な学校に限って実施すれば費用を抑えられるとする意見がある[19]。また、校門の開門時間の前倒しは、見守りスタッフの配置等が不十分である場合、教職員の負担増や子どもの安全確保等が懸念されるとの声もある[20]。

そのほか、子どもの朝の居場所確保が子どもの最善の利益につながっているかどうかの検証や、安全面も含め、地域のボランティア等による見守りでよいのか、専門スタッフによる支援が必要であるのか等の議論を要するといった意見がある[21]。

(4) 就学時に親に生じるその他の負担例

直ちに親の就業調整につながるものではないが、特に子どもの就学のタイミングにおいては、就学前の準備、保育園や幼稚園の卒園後 3 月末までの預かり手続や預かりができない場合の対応、放課後児童クラブ等の入所手続に始まり、その後も、慣れない小学生生活における子どもの勉強やメンタル面のサポート、学校側から日々要請される持ち物等の準備、学校行事や PTA

---

15 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「長期休業期間中等の学び・体験の充実について（要請）」2026.7.3. <https://www.mext.go.jp/content/20260707-mxt_chisui-000050931_2.pdf>

16 松尾英明「学校が"夏休みの子ども無料預かり施設"に？ 文科省の「開放要請」に全国の先生が失望、"困ったら学校にお願い"の危うさ」2026.7.8. 東洋経済オンラインウェブサイト <https://toyokeizai.net/articles/-/950491?display=b> 一方、国は、学校施設を活用する場合も、教職員が対応するものではなく教育委員会で取り組むことを想定しているとの見解を示している。第 221 回国会参議院文教科学委員会会議録第 12 号　令和 8 年 7 月 14 日　p.2.

17 昼食の発注業務は「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」、困窮世帯に対する昼食費の実費負担の減免は「地域こどもの生活支援強化事業」が活用可能であるとしている。こども家庭庁支援局家庭福祉課ほか「夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用について（依頼）」2026.5.15, pp.3-5. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f12e4ec2-4172-40ce-92bd-18cebd0e7216/89ee3ee1/20260514_policies_kodomonohinkon_natsu-ibasyo-syoku_01.pdf>

18 「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究報告書―朝の居場所に係るデータ抜粋―（こども家庭庁令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業）」2025.3, pp.[4]-[11]. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/bbe7e44d/20250509_policies_ibasho_14.pdf>

19 「「小 1 の壁」対策自治体 3%」『読売新聞』（大阪本社版）2025.5.10.

20 「早朝開門、2 割が反対 全教職員アンケート 高崎 群馬県」『朝日新聞』（群馬版）2025.11.6.

21 植木信一「朝のこどもの居場所確保に関する調査研究―学校と地域との連携による取組―」『人間生活学研究』17 号, 2026, p.37. <https://unii.repo.nii.ac.jp/record/2000209/files/nsk_17_33_37.pdf>

活動への参加等、親にとっては多大な負担が生じるとされる[22]。子どもの就学時に親が抱える困難は、子どもの放課後等の居場所の確保のみならず、学校側からの要請や子どもに対する心配事等を含めた複合的な要素により、その度合いを増していくとの指摘がある[23]。

２　母親の就労調整の実態

子どもの就学や放課後児童クラブの不足・拡充等による母親の就労への影響の定量的な分析の例として、①平成 7（1995）年から平成 22（2010）年までの「国民生活基礎調査」のデータを用い、長子が就学することで母親の就労率がおおむね 10%低下するとする分析[24]や、②平成 19（2007）年から平成 30（2018）年までの「消費生活に関するパネル調査」等のデータのうち、末子が小学生以上である家庭のデータを用い、末子が小学校低学年である時期の放課後児童クラブの利用は、母親の就業確率には有意な影響を与えないものの、末子の就学前から働いていた母親の正規雇用確率に対し有意な影響を持つとする分析[25]、③主に平成 27（2015）年及び令和 2（2020）年の「国勢調査」のデータを基に作成した全国の市区町村のパネルデータから、放課後児童クラブの定員率（ある市区町村の放課後児童クラブの定員数を当該市区町村の 6～11 歳人口で除した値）は、25～44 歳の女性の就業率に有意な影響を持つとする分析[26]等がある。

そのほか、複数のアンケート調査からも、子どもの就学前後で働き方を見直し、何らかの就労調整を行っている母親が一定数存在することが看取される[27]。

Ⅱ　放課後等の子どもの居場所と放課後児童クラブの量的拡充

現在、放課後等親の就労時間中における小学生の子どもの居場所として代表的なものに、放課後児童健全育成事業において運営される放課後児童クラブ、放課後子供教室推進事業において運営される放課後子供教室、両事業の制度外で運営される民間の学童保育所（以下「民間の学童保育所」という。）等がある。本章ではそれらの概要と、親の「小 1 の壁」対策としての放課後児童クラブの量的拡充政策の状況について見ていく。

---

22 例えば、小学生の子どもがいる母親が子どもの就学後に新たに負担になったと感じているものとして、「子どもの勉強のサポート」が約 8 割、「子どもの持ち物などの準備」や「子どものメンタルケア」が約 6 割、「PTA などの保護者参加行事」が約 5 割という結果となったアンケート調査がある。放課後 NPO アフタースクール「「小 1 の壁」に関する WEB アンケート調査結果」2023.3.23, p.[6]. <https://npoafterschool.org/wp-content/uploads/2023/03/952d224617fa31b87ed6621f8d8654e0.pdf>

23 酒井編著　前掲注(2), pp.80-82.

24 高久玲音「小学校一年生の壁と日本の放課後保育」『日本労働研究雑誌』707 号, 2019.6, pp.68-78. <https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2019/06/pdf/068-078.pdf>

25 中山真緒「未就学期および小学校入学後の保育サービスと母親の就業」『家政経済学論叢』59 号, 2023.12, pp.23-37. なお、「消費生活に関するパネル調査」は、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所パネルデータ設計・解析センターが独自に実施している調査である。

26 樫村周「学童保育の利用可能性の向上が女性の就業率に与える影響」『財政経済理論論文集』2025 年度, pp.87-101. ただし、ある市町村で放課後児童クラブの拡張政策が行われたため共働き世帯が移住してその結果女性の就業率が上昇した可能性や、地域全体の女性就業率が高まり行政が放課後児童クラブの定員を拡充した可能性は否定できないとしている。

27 「放課後のこどもの過ごし方に関する保護者アンケート」pp.[3]-[4]. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/c8ae9a5b/20251222_policies_kosodateshien_houkago-jidou_79.pdf>; 放課後 NPO アフタースクール　前掲注(22), pp.[4]-[5]; 宇田香織「いまだ高い「小 1 の壁」―量と質の両面で放課後児童クラブの拡充を―」2024.7.12, pp.4-6. SOMPO インスティチュート・プラスウェブサイト <https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/uploads/2024/07/t202434.pdf>

1　放課後児童クラブ等の概要

下表は放課後児童クラブ、放課後子供教室及び民間の学童保育所の概要である。

表　放課後児童クラブ、放課後子供教室及び民間の学童保育所の概要

	放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	放課後子供教室 （放課後子供教室推進事業）	民間の学童保育所
所管省庁	こども家庭庁（令和4（2022）年度までは厚生労働省）	文部科学省	―
根拠等	児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等	実施自治体の放課後子供教室推進事業の実施要綱等	―
実施の趣旨等	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	全小学生を対象として、地域の人々の協力を得て、学習支援や多様なプログラムを実施	子どもの安全・安心な放課後の居場所と放課後の多様な学びを提供
サービス対象	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生	全小学生	利用を希望する小学生
運営主体等	市区町村、社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業等	市区町村、社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業等	一般企業等
施設	小学校（余裕教室、専用施設）、児童館等	小学校、公民館、児童館等	民間施設等
利用料金	育成料・おやつ代等	保険料等（おおむね少額）	育成料・おやつ代等（おおむね放課後児童クラブより高額）
学期中の預かり時間	クラブにより異なる（放課後～18時、放課後～18時＋延長1時間等）	教室により異なる（放課後～17時、放課後～17時＋延長1時間等）	保育所により異なる（長時間の預かりが可能な保育所もあり）
開所日数	年間250日以上	教室により異なる（平日は毎日実施する教室、週1回～数回程度実施する教室等）	保育所により異なる
スタッフ	放課後児童支援員（有資格者）、補助員等	コーディネーター、地域のボランティア等	運営元に雇用されたスタッフ

（出典）「「新・放課後子ども総合プラン」について」東京都ウェブサイト <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/gakudou_jidoukan/kodomo_plan>; 民間学童保育協会ウェブサイト <https://minkan-gakudo.jp/>; 萩原和也『知られざる〈学童保育〉の世界―問題だらけの"社会インフラ"―』寿郎社, 2024, pp.63, 70, 87-89 等を基に筆者作成。

放課後児童クラブと放課後子供教室は、比較説明を行う自治体ホームページが多い[28]ことからも混同されやすいことが見てとれるが、両者は様々な点で異なっている。例えば、前者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として遊びや生活の場を提供するという趣旨で実施され、有資格者である放課後児童支援員の配置や開所日数の基準がある。一方、後者は、全小学生を対象として学習支援や多様なプログラムを提供するという趣旨で実施され、有資格者の配置や開所日数の統一された基準はなく、実施頻度が週1回～数回程度である教室

[28] 「よくある質問（学童クラブ） 学童クラブ、児童館、放課後子ども教室の違いを教えてください。」2024.12.24. 稲城市ウェブサイト <https://www.city.inagi.tokyo.jp/faq/kosodate/1001789/1001799/1001800.html>; 「『放課後児童会（学童保育）』と『放課後子供教室』」2026.3.15. 習志野市ウェブサイト <https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/jidoikusei/hokago/23663.html> 等。

もある。

近年、国は放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推奨しており、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する自治体もある。一方、放課後児童クラブの専門団体である全国学童保育連絡協議会（以下「全国連協」という。）は、放課後子供教室と放課後児童クラブは上記のように実施の趣旨が異なる事業であるので、放課後子供教室は放課後児童クラブの待機児童の受け皿として活用したとしても学童保育としての役割を果たすことはできないとしており、一体化した実施についても懸念を示している[29]。

民間の学童保育所は、施設によっては送迎や柔軟な預かり時間等の手厚いサービスが受けられる一方、高額な利用料金がネックとなるとされ、運営の質のばらつきに関する指摘もある[30]。

その他の小学生の放課後等の居場所となる事業・施設としては、児童館[31]、放課後居場所緊急対策事業[32]、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[33]、障害児を対象とした放課後等デイサービス[34]、全小学生を対象とした地方自治体の独自事業[35]等がある。

２　放課後児童クラブの待機児童の現況

厚生労働省及びこども家庭庁の実態調査によると、下図のように、放課後児童クラブの支援単位数や登録児童者数は着実に増加しているものの、待機児童数は 1 万 5000 人前後で高止まりしている。令和 7（2025）年 5 月 1 日時点の待機児童数は 1 万 6330 人であり、学年別では 1 年生が 1,966 人、2 年生が 1,805 人、3 年生が 3,305 人、4 年生が 5,589 人、5 年生が 2,644 人、6 年生が 1,021 人となっており、小学 4 年生が特に多くなっている。放課後児童クラブの加入対象は以前「おおむね 10 歳未満」であったが、平成 27（2015）年度以降は「小学校に就学している児童」となっている[36]。一方、定員の関係で現在も学年要件を設けている放課後児童クラブがあり、継続加入の意思があるにもかかわらず小学 4 年生前後で子どもが放課後児童クラブから退所せざるを得なくなり、新たな子どもの居場所確保に困るケースがある。このような事例

---

29 全国学童保育連絡協議会『学童保育情報　2025-2026』2026, pp.17, 224-225.

30 萩原　前掲注(9), pp.87-89.

31 放課後児童クラブが児童館の中で運営されるケースや、児童館と放課後児童クラブが連携しているケースもある。また、自治体によっては、放課後に帰宅せず小学校から直接児童館に移動して利用できる「ランドセル来館」の制度を導入している。児童健全育成推進財団企画・編集『児童館論　改訂版』2023, pp.61-65; 「児童館活用 ランドセル預かり」『読売新聞』2017.6.7; 大竹智「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」（令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書）2022.3, pp.76, 158-160. 児童健全育成推進財団ウェブサイト <https://www.jidoukan.or.jp/assets/pdf/project/kenzenikusei-research/R03-research_report_ootake.pdf>

32 待機児童が 10 人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業であり、放課後児童クラブの待機児童対策として実施されている。こども家庭庁成育局成育環境課「放課後居場所緊急対策事業」<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9db23834-7591-48ea-b87c-325a9f41d028/e23dd662/20251205_policies_kosodateshien_houkago-jidou_jireishu_12.pdf>

33 子どもの一時的な預かり等の子育ての支援を受けたい会員と同じ地域において支援を行いたい会員の仲介・紹介を実施している。こども家庭庁「ファミリー・サポート・センターのご案内」<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e18b0699-53bd-4d02-bd42-f7ebb30c362b/6332207c/20231221_policies_kosodateshien_family-support_07.pdf>

34 就学している障害児を対象として、放課後等に児童発達支援センター等の施設で生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項

35 余裕教室等の学校施設を活用した全小学生を対象とした独自の放課後事業を展開し、放課後児童クラブを廃止した地方自治体もある。全国学童保育連絡協議会　前掲注(29), p.224.

36 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項; 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), p.14.

は「小 4 の壁」等と呼ばれている[37]。地域によって差も見られ、待機児童数が 0 人となっている県がある一方、東京都は 3,000 人を超えている[38]。

図　放課後児童クラブ登録児童数・待機児童数等の状況

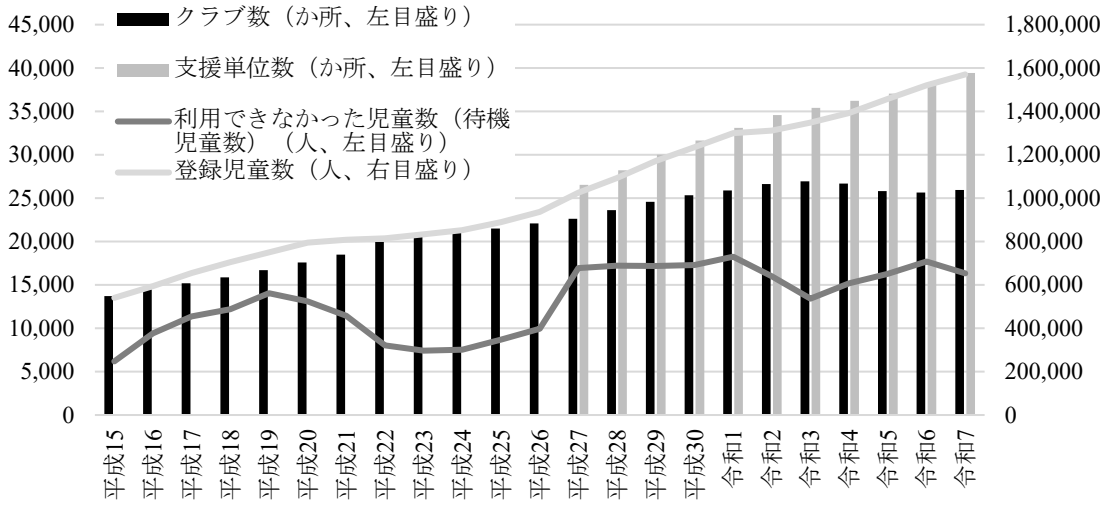

（注）各年 5 月 1 日時点（令和 2（2020）年のみ 7 月 1 日時点）

（出典）「令和 7 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）」p.5. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/c253a682/20251222_policies_kosodateshien_houkago-jidou_80.pdf> を基に筆者作成。

また、全国連協も放課後児童クラブの実施状況等について独自の調査を行っている。待機児童に関しては、①民設民営等の放課後児童クラブの場合は親が運営者に直接申し込むことが多いため、自治体が実態を正確に把握できていない可能性がある、②申込みを受理せず口頭で断ったものは待機児童として数えていない自治体がある、③放課後児童クラブがない市町村・小学校区では申込みすらできない家庭がある、④放課後子供教室等の他事業を受け皿として活用して放課後児童クラブの待機児童なしと公表している自治体がある等が指摘されている[39]。そのほか、令和元（2019）年の国の集計基準の変更によって待機児童とみなされなくなった層を集計すると、待機児童は公表値の 1.7 倍程度になると試算する新聞社の独自推計もある[40]。

3　放課後児童クラブの量的拡充

平成 9（1997）年の「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）改正によって、学童保育事業が放課後児童健全育成事業として初めて法的に位置付けられて[41]以降、国は、子ども・子育て応

37 大野有希子「学童保育「小 4 の壁」とは？ 「民間学童に 17 日で約 9 万円払った」ケースも」2026.2.11. AERA with Kids＋ウェブサイト <https://dot.asahi.com/aerakids/articles/-/274537>

38 「令和 7 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）」前掲注(6), pp.1, 2, 5, 8, 32-35. なお、令和 8（2026）年 5 月 1 日時点の待機児童数の速報値は 1 万 4713 人、東京都の待機児童は 2,550 人となっている。こども家庭庁成育局成育環境課「令和 8 年度放課後児童クラブの実施状況（速報値）」2026.7.14, pp.1-2. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/65a48f05/20260710_policies_kosodateshien_houkago-jidou_87.pdf>

39 全国学童保育連絡協議会　前掲注(29), p.17.

40 希望する放課後児童クラブとは別のクラブが利用可能である場合に待機児童とみなさないとする変更が行われた。「見えぬ待機学童、実態は 1.7 倍」『日本経済新聞』2024.9.24.

41 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), p.1.

援プラン、子ども・子育てビジョン、放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プラン等の諸計画において放課後児童クラブ整備の具体的な数値目標を定め、量的拡充を図った[42]。

令和 5（2023）年には、放課後児童クラブの所管が厚生労働省からこども家庭庁に移管され、以降は同庁を中心に対策が講じられている。同年に同庁及び文部科学省により策定された放課後児童対策パッケージでは、平成 30（2018）年に新・放課後子ども総合プランで掲げた受け皿整備の目標達成が困難な状況にあり、早期の達成に向けて取り組むとしている[43]。直近の放課後児童対策パッケージ 2026 では、放課後児童クラブの登録児童が令和 12（2030）年頃にピークを迎え約 165 万人となると推計し、その受け皿確保を目標として掲げ、学校施設等の活用や待機児童が発生している自治体に対する施設整備費のかさ上げ等の対策を示している[44]。

このように、国や自治体は放課後児童クラブの量的拡充策を講じてきたものの、需要の伸長により待機児童の問題は解消しておらず、引き続き量的拡充の施策が求められる。一方、今後は少子化によるニーズの縮小も予想される。利用率が低下している地方の保育所の前例等も参考にした、きめ細やかな施設整備施策が求められる[45]。

Ⅲ　その他の課題

本章では、前章までに言及していない親の「小 1 の壁」に関連した主な課題を、放課後児童クラブの運営、子ども側の視点、母親・父親双方の労働環境・労働慣行の 3 点から整理する。

1　放課後児童クラブの運営

(1) 放課後児童クラブの大規模化等による質の低下

放課後児童クラブは 1 支援単位当たりの児童数がおおむね 40 人以下であることや児童 1 人につきおおむね 1.65m^2 以上の面積の確保が参酌基準として設けられているが、現状 40 人以上を受け入れている放課後児童クラブの支援単位は 4 割を超えている[46]。放課後児童クラブの大規模化は、スタッフの目が行き届かなくなるとともに、事故や怪我のリスクが高まる、大人数

---

42 「子ども・子育て応援プランの特徴」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/02/s0209-8h.html>; 「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）同 <https://www.mhlw.go.jp/seisaku/kaigi/2010/04/dl/k0414-1i.pdf>; 「放課後子ども総合プラン」同 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyouka/0000054031.pdf>; 「新・放課後子ども総合プラン」2018.9.14. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/bd783d12/20230401_policies_kosodateshien_houkago-jidou_07.pdf> なお、法制化前から平成 28（2016）年頃までの学童保育関連の政策の変遷については、福士　前掲注(5)が詳しい。

43 新・放課後子ども総合プランでは、令和 5（2023）年度末までの約 152 万人の受け皿整備を目標として掲げていた。こども家庭庁・文部科学省「放課後児童対策パッケージ」2023.12.25, pp.1-2. <https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidoutaisaku_package.pdf>

44 こども家庭庁・文部科学省「放課後児童対策パッケージ 2026」前掲注(14), pp.2-5.

45 「見えぬ待機学童、実態は 1.7 倍」前掲注(40) なお、放課後児童対策パッケージ 2026 等では、ニーズ減少を踏まえた持続可能性のほか、安全性や利便性等を考慮し、学校施設等の既存施設の活用を一層推進する方針が示されている（同上, p.3.）。一方、同パッケージの学校施設活用の項目の「学校教育に支障が生じない範囲で」という文言等に着目し、小学校内で実施される放課後児童クラブが学校教育と対等な存在として位置付けられていない現状や、学校教育を阻害しない範囲で施設を「使わせてもらっている」という認識を、学校内で実施される放課後児童クラブの環境改善や学校との連携における課題として挙げる意見もある。二宮衆一・小伊藤亜希子「学校連携と空間整備に関わる議論と課題」『学童保育』16 号, 2026, pp.63-65.

46 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), pp.82, 100; 「令和 7 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）」前掲注(6), p.10.

で騒がしくなる等の環境の悪化を招く[47]。また、子どもの人数に対して施設が狭い場合は、子どもの活動が制限される[48]。集団の大規模化や質の低下等から子どもが放課後児童クラブに行きたがらなくなる[49]と、親は代替策又は就労調整を検討する必要が生じる。

放課後児童クラブは、小学1年生が放課後に加え土曜日や長期休業期間も利用する場合、小学校よりも滞在時間が長いとされる。それほどの長い時間を過ごす放課後児童クラブに子どもが無理なく通い続けられるよう、適切な児童数の設定や1人当たりの面積の確保、施設面等、質の維持・向上が求められる[50]。

(2) 放課後児童支援員等の人手不足

近年、放課後児童クラブの運営において人手不足が大きな課題となっており、要件の緩和措置等が実施・検討されている。

有資格者である放課後児童支援員の配置に係る基準は、児童福祉法第34条の8の2に基づき、市区町村が条例で定める。以前は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い条例を定めるものとされていたため、放課後児童クラブの1支援単位につき2名を置く（うち1名は補助員で代替可能）ことが義務付けられていた。しかし、昨今の人手不足の状況下における自治体からの基準緩和の要望等もあり、令和元（2019）年に児童福祉法が改正され[51]、設備運営基準は条例を定めるに当たり参酌するもの（参酌基準）に変更され、地域の実情に応じた運営が可能となった[52]。放課後児童支援員又は補助員1名のみによる運営を可としている自治体もあり、全国連協は、1人1人の子どもの思いに応えながらの保育が難しくなることに加え、子どもの活動の制限、安全の確保及び緊急事態発生時におけるリスク、他の職員の監視がないことによ

---

47 全国学童保育連絡協議会　前掲注(29), p.14;「学童保育はいま（上） 放課後 すし詰めの子どもたち」『朝日新聞』2024.4.16. なお、放課後児童クラブ全体では、令和7（2025）年において骨折等の負傷事故が775件報告されている。こども家庭庁「「令和7年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について」2026.7.29, p.4. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c690699b-b0bd-4491-8c4a-9b5de173a4b0/3d1e6861/20260729_press_c690699b-b0bd-4491-8c4a-9b5de173a4b0_01.pdf>

48 例えば、小学校の余裕教室1室を使用した放課後児童クラブ等では、活発に動いて遊ぶ場所と静かに宿題や読書をする場所の分離ができない、着替えスペースを確保できない、子どもの人数に対応して教室一杯に長机が並べられ、室内の動的な遊びが制限される等の指摘がある。小伊藤亜希子「子どもが生活する場になるための空間課題」『日本の学童ほいく』601号, 2025.9, pp.28-30.

49 佐藤愛子「7学童保育（放課後児童クラブ） A学童保育の現状」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2025年版』ちいさいなかま社, 2025, p.180. なお、回答者の約13%が、子どもが一度放課後児童クラブに入ったものの既に退所し、小学校低学年における退所理由の約3〜4割が「子どもが行きたがらなくなったから」という理由であったアンケート調査もある。「小学生の放課後の居場所に関する実態調査2026（詳細版）」前掲注(10), pp.37-41.

50 佐藤　同上, p.180. 放課後児童対策に関する専門委員会のとりまとめにおいても、待機児童対策で子どもの集団の規模を考慮に入れることが言及されている。「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性―社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 とりまとめ―」2023.3.28, p.5. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001077471.pdf> なお、小学1年生の場合、小学校にいる時間が年間1,244時間、放課後児童クラブにいる時間が、土曜日や長期休業期間も含めると、年間約1,680時間と推計されている。全国学童保育連絡協議会　前掲注(29), p.48.

51 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号。通称「第9次地方分権一括法」）

52 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), p.80; 内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要」2019.6, pp.1, 5. <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/09ikkatsu-gaiyoukouhu.pdf>

る虐待等の不適切な対応の発生等について、懸念を示している[53]。他方、国は放課後児童支援員の資格要件の緩和措置も検討しており、設備運営基準を改正し、専攻に関係なく大学や大学院を卒業した者で一定の従事経験があれば資格の対象とする等の措置について、令和 9（2027）年度に実施するよう目指しているとされる[54]。

また、人手不足の要因の 1 つとして、放課後児童支援員等の処遇の低さが挙げられる。放課後児童クラブの業務は「誰でもできる仕事」ではなく、子どもの放課後等における安全を確保するのみならず、発達段階の違う異年齢の子ども 1 人 1 人の声をよく聞き、子どもの健やかな成長・発達を保障する場を構築する責務があるとされている[55]のに対し、待遇が低い現状がある[56]。こども家庭庁による各種処遇改善事業も実施されているが、実施率は 3〜6 割程度にとどまっている[57]。保育所において家賃補助制度が保育士確保につながった例もあるため、家賃補助も含めた処遇改善策を打ち出すことが望ましいとする意見もある[58]。

なお、スポットワーク（スキマバイト）の活用で人員不足の解消を図るケースもあり、これに対しこども家庭庁は、スポットワークの利用を完全に禁止しないものの、子どもとの安定的な・継続的な関わりが重要であるという観点から、1〜2 日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に利用して人員を確保することは望ましくないとする通知を発出している[59]。

（3）放課後児童クラブの障害のある子どもの受入れ

放課後児童クラブの運営指針では、障害のある子どもを可能な限り放課後児童クラブで受け入れるよう努めることとされている[60]。一方、令和 4（2022）年度のこども家庭庁の委託調査では、小規模自治体等で障害のある子どもの受入れができていない自治体、行動や情緒に困難がある子どもや医療的ケア児の受入れが難しいとする自治体、障害のある子どもの受入れに伴う

---

53 全国学童保育連絡協議会『学童保育情報　2024-2025』2025, pp.43-46.

54 こども家庭庁成育局成育環境課「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）」（第 7 回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会　資料 5）2026.6.15, p.2. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/de67e41e-3a7e-4670-a143-004a77bb0e1b/fa69aeb3/20260611_councils_shingikai_kodomo_ibasho_jidoukan_de67e41e_17.pdf>; 「児童支援員の要件緩和 大学、大学院卒の専攻問わず」『福祉新聞』2026.3.10.

55 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), p.80; 増山均『学童保育を哲学する―子どもに必要な生活・遊び・権利保障―』自治体研究社, 2022, pp.16-17.

56 安永美穂・細川めぐみ「「学童落ちた」小 1・小 4 の壁の現実、なぜ保育所より軽視？ 学童待機児童 3 年連続増加の背景 指導員の半数が年収 150 万円未満の悲哀」2025.5.24. 東洋経済オンラインウェブサイト <https://toyokeizai.net/articles/-/876517>

57 令和 6（2024）年度の自治体ベースの実施率は、処遇の改善に取り組むとともに、18 時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行う「放課後児童支援員等処遇改善等事業」が 27.7%、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が 31.1%、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%（月額 9,000 円）程度引き上げるための措置を実施する「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」が 63.0%となっている。「令和 6 年度 放課後児童クラブ関係処遇改善事業の実施状況について」2025.12.5. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/ae6fcb8f/20251205_policies_kosodateshien_houkago-jidou_75.pdf>

58 安永・細川　前掲注(56)

59 「放課後児童クラブにおけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）による職員採用の考え方について（通知）」（令和 7 年 2 月 14 日こ成環第 48 号）こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/79a01544/20250219_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_56.pdf>

60 「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」前掲注(5), pp.55-59.

職員の加配の支援制度があるものの、人手不足で人材確保が難しい状況等が報告されている[61]。

（4）第 2 子以降の育児休業取得による放課後児童クラブの退所

新聞社の独自調査によると、令和 8（2026）年 3 月時点で、全国の主要 109 区市のうち 6 割弱が、第 2 子以降の出産で育児休業に入った世帯の児童を放課後児童クラブから退所させる運用をとっているとされる[62]。これに対し、こども家庭庁は同年 6 月、放課後児童クラブの加入対象となる児童福祉法上の「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」の「労働等」には育児休業中のものも含まれるという見解を明示する事務連絡を発出した[63]。

２　子ども側の視点

親の「小 1 の壁」の問題では、しばしば親の就労継続を目的とした子どもの居場所確保等の施策にフォーカスが当たる。これに対し、就学後の子どもが抱える困難を子ども中心のアプローチで分析し、対策を講じていく必要もあるとする意見[64]や、子どもの放課後の居場所の確保は家族の生活を左右する問題ゆえに、条件整備が不十分な放課後児童クラブでも受け入れるべきという論調に傾きかねず、基準を超えて大規模化した放課後児童クラブの生活が子どもに深刻な影響を与えることを危惧する意見[65]がある。また、大人側が子どもの最善の利益を考えるだけでなく、子どもの生の意見を聞くことも重要とされており[66]、例えば、こども家庭庁は放課後児童クラブに通う小学生を対象としたアンケート調査[67]を実施している。

３　母親・父親双方の労働環境・労働慣行

「小 1 の壁」対策として、国は放課後児童クラブの量的拡充を図っているが、財源と人材に限りがあることを考えれば、放課後児童クラブの整備一辺倒ではなく、親の働き方改革を促すこと等による放課後児童クラブのニーズの抑制も含めて幅広く検討すべきとする意見がある[68]。

育児中の親の働き方に関する制度として、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）は、3 歳未満の子どもを養育する労働者への短時間勤務制度等や、3 歳から就学前の子どもを養育

---

61 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究【報告書】」（令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）2023.3, pp.302, 308. こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cd892ed4-1ec9-4b60-aa2c-ec45d3967729/7265b7a9/20231023_policies_kosodateshien_chousa_suishinchosa_r04-01_h09.pdf> また、障害のある子どものその他の放課後の居場所としては、上述の放課後等デイサービス（前掲注(34)参照）がある。

62 「学童「育休なら退所」6 割弱 109 区市 本社調査 「対象外」と解釈」『読売新聞』2026.6.28.

63 こども家庭庁成育局成育環境課「放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて」2026.6.29. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/d83fdf25/20260630_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_79.pdf>

64 酒井編著　前掲注(2), pp.216-217.

65 佐藤　前掲注(49), p.180.

66 増山　前掲注(55), pp.81-83.

67 例えば、放課後児童クラブでの嫌だったこと等を問う質問に対して、「外遊びの時間が少ない」、「友達にいやなことをされたり言われたりしても、逃げる場所がない」等の当事者の声が確認できる。こども家庭庁「令和 6 年こどもアンケート結果（フィードバック資料）」<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/66df0e7f-b2e8-4d52-a13b-4f9331c81b50/5e72ef46/20240909_councils_shingikai_kodomo_ibasho_jidoukan_05.pdf>

68 池本美香「放課後児童クラブの国の整備目標の妥当性―2045 年までの利用ニーズの試算をふまえて―」『JRI レビュー』79 号, 2020, pp.76, 81. <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11131.pdf>

する労働者への柔軟な働き方を実現するための措置を事業主に義務付けているところ、これらの制度は就学を 1 つの区切りとしている[69]。これに対し、就学前の子どもを持つ親に認められている短時間勤務やテレワーク等の措置を小学生の子どもを持つ親にも認めていくことを検討するべきとする意見[70]や、テレワークの措置が「小 1 の壁」の困難を抱える小学校低学年頃まででなく就学前までとされている点に対し、制度変更の困難に一定の理解を示しつつ、今後テレワークという働き方の定着により就学以降まで延長されることを期待する意見等がある[71]。

一方、国は、育児・介護休業法は中小企業を含めて全ての事業主に適用される基準であること[72]、子育て中以外の他の労働者との間で不公平感が生じないように配慮する必要があること、これらの制度の利用状況が女性に偏っている現状において、制度の利用期間を小学校就学以降にまで延長すると、女性のみの利用が拡大し女性のキャリア形成に影響するおそれがあること等を勘案し、引上げには慎重な検討が必要との見解を示している[73]。

女性のキャリア形成の視点においては、母親が育児期間中も正規雇用で働き続けるものの、家庭を優先して労働時間や労働量を調整しながら働くため、補助的な職務に偏る、昇進・昇格が難しくなるといった、「マミートラック」の問題がある[74]。両立支援制度を利用する母親にマミートラックが生じていること等の両立支援制度の限界や、日本の伝統的な性別役割分業意識[75]や長時間労働前提の労働慣行が男性の育児参加にマイナスの影響を与えていること等を指摘し、男性の稼ぎ主モデルの見直し、共働き男女が家族のライフステージを通じて無理なく家庭と仕事を両立できる家族モデルの構築等を求める意見がある[76]。また、制度を利用する側においても、短期的視点からの制度利用は不本意なキャリアとなりかねないので、職場の状況を知っている上司等からの助言を得ながら両立支援制度の意義を理解して制度利用することが望ましく、共働き世帯の場合、夫婦双方の制度の活用を検討する中でキャリアの道筋をつけてい

---

69 事業主は、一定の条件を満たし 3 歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を講じることが義務付けられており、短時間勤務制度を講じることが困難な労働者に対しては始業時刻の変更やテレワーク等の代替措置を 1 つ以上講じなければならない。また、柔軟な働き方を実現するための措置として、3 歳から就学前の子を養育する労働者に対し、始業時刻等の変更、テレワーク等、保育施設の設置運営等、養育両立支援休暇の付与及び短時間勤務制度の中から 2 つ以上を選択して講じなければならない。「育児休業制度 法改正のポイント」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikuji/law-amendment/>

70 酒井編著　前掲注(2), p.214.

71 田澤由利『テレワーク本質論―企業・働く人・社会が幸せであり続ける「日本型テレワーク」のあり方―　改訂版』幻冬舎メディアコンサルティング, 2025, pp.37-38.

72 短時間勤務の措置の拡充等において、人手不足の影響を無視できない中小企業の厳しい状況も報じられている。また、事業所を対象とした直近の統計においても、規模の大小や産業によって、各措置の導入率や利用可能期間に差がある状況が看取される。「「育児中の残業免除」対象拡大 人手不足の企業に難題迫る」『日経速報ニュースアーカイブ』2025.3.25; 厚生労働省「「令和 7 年度雇用均等基本調査」結果を公表します―女性の管理職割合や育児休業取得率などに関する状況の公表―」2026.7.31, pp.115-124. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r07/06.pdf>

73 第 213 回国会衆議院会議録第 20 号　令和 6 年 4 月 11 日　p.9; 第 221 回国会参議院こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会会議録第 2 号　令和 8 年 4 月 1 日　p.5.

74 松田智子「共働き家族のリアル 日本」高橋美恵子編『ワーク・ファミリー・バランス―これからの家族と共働き社会を考える―』慶應義塾大学出版会, 2021, pp.46-47.

75 「子育てと仕事の両立のために必要だと思うこと」を尋ねる質問において、「配偶者の理解や協力」の選択率が、「学童保育や習い事など放課後の居場所の充実」や「上司や同僚など職場の理解」よりも高くなっているアンケート調査もある。放課後 NPO アフタースクール　前掲注(22), p.[9].

76 松田　前掲注(74), pp.39-44, 46-48, 51-53.

くことが重要であるとする意見がある[77]。

おわりに

親の「小1の壁」の打破を目指し、親の就業時間中の子どもの居場所確保等について、これまで国や自治体により様々な対策が講じられてきたが、放課後児童クラブの待機児童等の問題は解消されておらず、仕事と子育ての両立を望む親の就労継続等の「壁」となっている。今後も引き続き放課後児童クラブの量的拡充等の対策が必要となる。他方、放課後児童クラブの運営面では、大規模化や人手不足等に伴う質の低下も懸念されている。放課後児童クラブ等の子どもの居場所が、子どもにとって最良の環境となるよう、当事者である子どもの意見も踏まえた質向上の取組についても望まれる。また、子どもの居場所確保の施策にとどまらず、子育て期の母親・父親双方の労働環境・労働慣行面からのアプローチ等も期待される。

[77] 武石恵美子「仕事と子育ての両立支援政策がめざすもの」『産政研フォーラム』144号, 2024.Win, p.18. 厚生労働省の両立支援に関する研究会の報告書では、事業主が措置した就学前までの制度を労働者が選択して利用する際、「その労働者自身にとって適切な選択となっているかの確認を促すために、定期的な面談などを通じて、見直しを行うことも促していくべきである。」とされている。「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書」2023.6.19, pp.15-17. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/001108929.pdf>